

意見第4号

令和5年10月10日

綾部市議会議長 種 清 喜 之 様

提出者 綾部市議会副議長  
松 本 幸 子  
賛成者 綾部市議会議員  
本 田 文 夫  
柳 原 秀 一  
井 田 佳代子  
中 島 祐 子

有機フッ素化合物対策の推進を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり綾部市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

## 有機フッ素化合物対策の推進を求める意見書

近年、国及び都道府県が実施した水質検査により、全国の様々な自治体で有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）の暫定指針値超過が判明している。

そのような中、綾部市においても局地的に暫定指針値を大幅に超過した濃度の高い地点があることが判明した。

地域住民をはじめとする綾部市民の不安を払拭し安心を取り戻すため、また風評被害を発生させないため、健康及び環境、農畜産物等への影響の評価方法並びに科学的根拠に基づいた知見が早急に必要である。

よって、綾部市議会は国に対し、下記の事項を早期に実施するよう強く要望する。

### 記

- 1 最新の科学的知見を踏まえ、健康及び環境への影響について早期に明らかにすること。また、その情報を分かりやすく周知すること。さらに、健康への影響等が懸念される場合は、対策等もあわせて検討し、各自治体への情報提供と必要な支援を行うこと。
- 2 科学的知見を集積し、PFOS、PFOAの除去及び濃度低減方法を確立し、各自治体や関係機関に情報提供すること。
- 3 土壌及び農畜産物へのPFOS、PFOAの測定方法並びに評価方法を早期に確立するとともに、必要な対策及び支援を行うこと。
- 4 公共用水域や地下水だけでなく、土壌汚染など環境全般に関するPFOS、PFOAの汚染状況を広く把握し、当該地域の汚染原因を早期に究明するとともに、責任の所在を明らかにすること。
- 5 汚染状況が確認された自治体等は、その対策を講じるために多額の費用が必要となることを見込まれ、財政面への影響が懸念されるため、当該団体に対しては財政的支援など必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月10日

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、  
農林水産大臣、環境大臣、内閣官房長官 宛

綾部市議会議長 種 清 喜 之